

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和4年6月23日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時25分

出席者 委 員 副委員長 市 村 隆

小 平 啓 佑 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 森 戸 雅 孝

浅 野 貴 之 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

内 海 まさかず 小久保 かおる 梅 澤 米 満

広 瀬 義 明 福 富 善 明 福 田 裕 司

小 堀 良 江 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

---

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩

主 査 岩 川 成 生 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正	明
下 水 道 建 設 課 長	大 森	克	美

令和4年第4回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

令和4年6月23日 午前10時開議 全員協議会室  
日程第1 議案第62号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

---

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（市村 隆君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○副委員長（市村 隆君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○副委員長（市村 隆君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

では、ただいまご上程いただきました議案第62号 栃木市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は21ページから22ページ、議案説明書は8ページから10ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、全国各地で水害が激甚化、頻発化する中で、河川や下水道の氾濫を防ぐことを目的として下水道法施行令が改正され、河川からの水の逆流を防ぐために設けられた都市下水路の樋門及び樋管の点検を1年に1回以上行うことと規定されました。都市下水路の維持管理の基準は、下水道法におきまして条例で定めることとされておりますので、本市の都市下水路の維持管理の基準においてもこれを規定する必要が生じたことから、栃木市下水道条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、都市下水路の維持管理の基準に樋門及び樋管の点検に係る規定を加え、公布の日から施行するものであります。

参照条文につきましては、ご説明を省略させていただきます。

次の9ページ、10ページを御覧ください。改正案第40条の3号として、「排水施設を補完する施

設のうち、河川その他の公共の水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと」との規定を追加するものであります。

議案書にお戻りいただきまして21ページを御覧ください。こちらは制定文でございます。次の22ページの改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたとおりでございます。

なお、附則の施行期日につきましては、公布の日より施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 初歩的なことから聞いていきたいと思えます。

この条例の文言の中に、「河川その他の公共の水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる」という枕言葉がついているのですが、これはこれ以外の樋門または樋管があるのか、あるいは樋門または樋管の説明をするためにこの言葉があるのか、条例としては頭にくっついていてのってあまり見かけないと思うのですが、その目的が書いてあるというか、こういうために使われる樋門、樋管ということは、樋門、樋管の説明か、あるいはそのほかにもそういった役目の樋門、樋管があるのか、まずお尋ねをします。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 公共の水域で逆流を防止する以外の樋門、樋管があるのかというご質問ですが、一般的に都市下水路に設置される樋門、樋管については、逆流を防止することが主な目的となっております。一応河川への排水を止めるための樋管というものはないと思うのですが、一般的にはございません。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、結局この樋門または樋管というものが専門的な用語で、なかなか一般の人には分かりにくいと、どちらかというに使っているのは行政の方々だと思えますが、そういうことを知らしめるためにこういった文言を国のモデルというか、そういうのがあるのだと思うのですけれども、入れてあるのでしょうか。普通こういう言葉の解説というのはいらないように思いますが。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） この樋門、樋管という言葉は、下水道法のほうにそういう言葉が

出てきますので、それをそのまま使わせていただいているということでございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 審査上に何ら関係はないのですが、一応そういうこと、この文言の裏にそういったもっと広くみんなに知ってもらわなければいけないよという裏があるのだとすれば、そういうことに気をつけてこういった条例を発布していかなければいけないというふうに考えたところで質問いたしました。取りあえずこの件はここで。

○副委員長（市村 隆君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 関連なのですけれども、第2条では言葉の定義として専門用語を説明しているのですが、この樋門、樋管について、やはり針谷委員のおっしゃるように、一般市民には耳慣れない、初めて読む、見る、聞く言葉ですので、そういう言葉の定義づけのために第2条をいじるといふか、改正するといふか、そういう考えはなかったのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 今回は、この点検の回数を付け加えるというのが目的でございますので、2条の改正については予定はございません。

○副委員長（市村 隆君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では、樋門と樋管について改めて教えていただきたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 樋門というのは河川の堤防のところに、両方とも堤防につけるのですけれども、そこに水門、板状の門をつけるというのが樋門でございます。要は門状になっているわけです。四角くなっているといふか、言葉で説明するのは難しいのですけれども。管については、本当に管、丸い、よく言うヒューム管みたいなものを想像してもらえばと思うのですが、そういうものが樋管といふふうに言われています。

○副委員長（市村 隆君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私も調べて分かっているのですけれども、お聞きしたいのは、栃木市において、実際その樋門と樋管が幾つあるのかをまず把握したいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 今回の条例の対象となる都市下水路の樋門、樋管につきましては1か所でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 要するに都市下水路だということで、山間部とは限りませんが、田舎のほうで使われている、例えば赤津川に入っていくその雨水だとか、あるいは用水、排水から入っていくのが入っていけないと、そういうのは該当しないということ、でも行く行くはそれがずっと最終的にはどこかで入るのだらうと思うのですが、そういうところの点は該当しないという考え方でよろ

しいのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） まず、都市下水路という言葉なのですが、都市下水路というのは主に市街地の雨水を排除するために設ける水路でございまして、基本的には市街地の雨水の排除は本来公共下水道の雨水として事業を進めるものなのですけれども、公共下水道の計画がなかったり、公共下水道の事業認可を受けていなかったりして、先に浸水被害を防止するために、公共下水道に先立って整備する必要があるということが認められたときに、雨水排除だけを目的に整備するものが都市下水路の事業となりますので、基本的には市街地にしか都市下水路はございません。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この下水道法を改正するために市の条例も改正するという説明でしたが、それで1年に1回以上の点検を行うということなののですけれども、1回なのか、それ以上なのか、その予定を伺いたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 基本的には年に1回点検を行っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○下水道建設課長（大森克美君） 今までも行っていたのですが、これからも年に1回行う予定でございまして。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今までも1回行っていて、ここの条例で1回以上ということですが、1回でとどまるということによろしいのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 基本的には年に1回点検すれば十分であると考えております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 今までは1回点検をしていたが、条例化はされていなかった。きちんと条例に位置づけるということで理解をしましたが、どんなふうな点検の仕方を誰がどんなふうにするのかをお伺いをします。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 点検の内容でございまして、職員が行います。一応目視でゲートの本体、あとは周辺部分に亀裂とか漏水がないかを目視で点検した上でゲートの開閉等を行って、それに問題がないかという点検になります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、その点検は、これ国を挙げてやるというふうな方向で最初にお聞きしましたが、その報告みたいのは市で完結をするというか、あるいは県に連動してい

て上まで上がっていくと、こういうことになっているのでしょうか、そのところをお伺いをいたします。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 市のほうで点検して問題なければ、それで終わりになります。

○副委員長（市村 隆君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） すみません。しつこいようなのですけれども、1回今まで行って、条例もないときに、その1回の点検を行っていたことをこの条例をわざわざ制定するというのはいかなる意味があるのか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 説明のときにもちょっとお話ししましたが、下水道法のほうで維持管理については条例で定めなければならないとなっております、その上位法であります下水道法施行令が昨年改正になりまして、そこに今まで点検の頻度についてはなかったのですが、新たに施行令のほうになりまして、それに準じて市の条例でも定めたほうがいいですよという、強制ではないのですが、国からの指導がありまして、今回の改正になりました。

〔「よく分かりました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 熱心な議員はきっと承知の上かと思いますが、場所はどこになりますか。最後にというか、スタート点になるかと思うのですが。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 目立った目標物がないので、ちょっと説明しづらいのですが、大平南中学校のほうから見て、方向的に東北東ぐらいの方向にある永野川の護岸のところにございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、今まで年1回点検をしてくださったわけですが、水害云々等でそれが逆流をしたということはなかったのか、今回あるいは前々回のことでもオーケーだったのかどうかということをお聞きします。あるいは、昔カスリーン台風のころにあったとか、そういう、すみません。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 申し訳ありません。そのカスリーン台風の頃のことはちょっと分からないのですか、近年については問題はなく、水門をいじらなくても問題なかったと聞いております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 聞いておりますということは記録に残っていないということですよ。そう



いうことでいいのですね。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、確認をさせていただきます。

これが国のほうからの条例改正みたいな形なのですけども、先ほどの開け閉めで点検というと、目視で周りにいろいろな亀裂があるかないかということなのですが、実際の話、閉め忘れして、閉め忘れすると大変なことになるということはあるのですか、ないのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 永野川の水位によっては逆流が起きますので、それによって市街地の氾濫というのも考えられますので、開け閉めに関しては、そのたびに現地のほうで確認させていただきます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、その確認というか、確認の指令を出すところはどこなのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 都市下水路については、下水道建設課が所管しておりますので、下水道建設課で、私のほうで確認の指令を出します。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今私が出しますと言って、その私が休みの日はどうなのですか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 当然私の下に担当係長もございますので、そちらが判断いたします。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） それは1人ではなく、何人かで判断をして指示を出すということですか。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） おっしゃるとおりでございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の、実を言いますと、一番最初は、この数がたくさんあるのかなという形でここに来たのですが、あまりにも数がなかったものですから、あれというのが本音なので、やはりこういう……私は実を言いますと、下水の樋門と言ったものですから、一般家庭でよく水が出ると逆流して、トイレが噴き上がってしまうと、その辺の条例かなというふうに思いました。そうしたら、とんでもない大きな条例だったものですから、少し逆のことを言うと、ここで勉強させてもらったということと、もう一つはかなり大きな題名だったなという、勉強不足で参りましたので、また勉強します。要望です。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、確認します。そうしますと、点検回数は今までと同じ1回で、職員が確認をする。今までどおりで、予算といいますか、費用の点も全く同じということで、今までのやってきたことをきちんと続けていくということでもいいわけですね。何も変わることはないということを確認します。

○副委員長（市村 隆君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） おっしゃるとおりで、今までのことを引き続き続けていくということでございます。

○副委員長（市村 隆君） 小野寺上下水道局長。

○上下水道局長（小野寺正明君） すみません、一言だけ。今回は、このところ全国的に頻繁な水害等々がありまして、それに対応して下水道法が改正になったということを受けた条例改正になるわけですが、これまでやっぱり下水道、雨水を排水する施設、この都市下水路に限らず、農業部門とか、これは縦割り行政というところもあろうかと思いますが、それぞれの施設を所管しているところできちんと災害に対応できるようにということを趣旨として、今まで法で明文化されなかった、きちんと点検をして、非常時には使えるようにということを法律できちんと規定をして、それを受けて、それぞれの自治体のほうでも条例に明文化をしていく、それによって、ある程度の強制力を持たせるというような趣旨を受けての今回の条例の改正になりますので、そのような趣旨ということでご理解いただければと思います。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 委員長に止められるかどうか分かりませんが、これは非常にいいことというか、大きな備えになるということで都市下水路で始まったのだとすれば、我々の部ではこういうことが始まっていると、農業用水関係でもこういったことができないか検討する余地はないかぐらいの、そういった発言の機会というのはないのでしょうか。これは大きな問題になって、中だけで済む問題ではない、いろいろ治山、治水のいろんな観点がありますけれども、そういったこととか、田舎に住んでいる人なんか、もう年中水が開かなくなってしまうというのは当たり前のことなのだよと、なので、そういったことをおたく様の部署が率先をして、横やりは出せないが、こういうことを我々は受けましたという問題提起ぐらいはしてもいいのではないかと考えますが、止めてしまうのかな。

○副委員長（市村 隆君） 小野寺上下水道局長。

○上下水道局長（小野寺正明君） おっしゃるとおりだと思います。市として、水害に対して対応していくということがポイントというか、一番重要なことですので、そのためには今回雨水に関しましては、都市建設部ですか、治水、雨水に対する担当室もありますし、当然ながら市全体の危機管理ということになりますので、危機管理部門、危機管理監を中心として危機管理課もおりますので、そこを中心に総合的な災害対策、雨水を含めた災害対策をしていくと、その中の私どもも一部分と

いうことになるかもしれませんが、ほかはどうなっているのだという部分も含めまして、私のほうでも問題提起を含めてしていきたいとは思っています。全体のお話を上下水道局でというの  
もなかなか難しい部分はありますが、私も災害対策本部の一員ですので、そういった機会を通じて  
申入れというか、お話をさせていただければというふうに考えています。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） よろしくお願ひします。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○副委員長（市村 隆君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、副委員長にご一任願ひします。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前10時25分）